

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第93号	三田市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について
地域支援課	平成27年4月からフラワータウン市民センター内に調理室を設置するに当たり、所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正趣旨】

平成27年4月から、フラワータウン市民センター内に調理室を設置するに当たり、その使用料を定めるため、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正背景】

現在、武庫が丘のコミセン内にある調理室がフラワータウンにおける調理室として位置づけされている。武庫が丘コミセンを地元移管するに当たり、現在のコミセンを建て替えることとなり、フラワータウンにおける調理室が無くなるため、他市民センター同様フラワータウン市民センターにも調理室を設けることとなった。

【改正内容】 ●使用料の新設（別表関係）

区分	面積（平方メートル）	定員（人）	30分当たりの使用料の額（円）
調理室	68.0	24	240

【予 算】

18,300千円（平成26年9月補正）
工期（平成26年11月下旬～平成27年3月中旬）

【施行期日】

平成27年4月1日